

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いすみ市長 太田 洋

市町村名 (市町村コード)	いすみ市 (12238)
地域名 (地域内農業集落名)	下布施地区 (谷堀、町台、名熊、硯)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、コハクチョウが飛来することで有名であり、緑豊かな田園風景の中で農業が展開されている。また、千本桜も有名である。最近はコウノトリの姿も確認されていることから、豊富な水田であることが伺える。
- ・地域全体的に獣害、ジャンボタニシ被害が多い。
- ・担い手不足、後継者不足であり、今後は担い手の確保と後継者の育成が課題である。
- ・担い手に対する草刈りの負担が大きい。
- ・施設の老朽化や暗渠排水の問題がある。
- ・所有者不明農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とし、地域外から担い手を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地利用する仕組みの整備を進める。
- ・施設等の整備、農地の改善、水の管理をし、効率的かつ安定的な営農を目指す。
- ・合理的な草刈りの実施により、負担を減らす。
- ・電柵以外のイノシシ対策を検討する。
- ・将来的には基盤整備事業について考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	164 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	107 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農地の集積・集約化を進めるとともに、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後必要に応じて話し合いを行い、取組について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を確保・育成していくため、県やJA等の関係機関と連携し、相談から定着まで取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点で活用の予定はないが、今後活用について検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--